

神戸市次世代自動車普及促進補助金交付要綱

平成 27 年 5 月 22 日 環境局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、次世代自動車の導入に要する経費の一部を神戸市が国と協調して補助することにより、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

神戸市次世代自動車普及促進補助金の交付については、神戸市補助金の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「補助対象事業」とは、次世代自動車の購入及びリースを受ける一事業者が単年度 5 台まで導入可能な事業をいう。
- (2) 「補助対象車両」とは、初度登録時から神戸市内に使用の本拠の位置を置き、当該年度内に新車新規登録し、補助対象事業が完了する次世代自動車であって、主として市内を走行する車両をいう。また、国土交通大臣の定めた「低公害車普及促進対策費補助金（交付要綱及び運用方針、ただし、地域交通グリーン化事業を除く。）」又は経済産業大臣の定めた「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（交付規程及び業務実施細則）」に基づき、補助金の交付を受ける車両であること。
- (3) 「補助対象事業者」とは、次世代自動車の購入においては、神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者をいう。また、次世代自動車のリース導入においては、神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者をいう。ただし、独立行政法人等の公法人、国又は地方公共団体が 50% 以上出資する法人及び別表 1^{※2} に定める事業者を含まない。
- (4) 「次世代自動車」とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び CNG 自動車である 4 輪以上の自動車をいう。ただし、ハイブリッド自動車及び CNG 自動車にあっては、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車を除く。
- (5) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車をいう。
- (6) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、内燃機関と併せて電力を動力源として

用いており、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができるもので、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車をいう。

(7) 「電気自動車」とは、電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている自動車をいう。

ただし、定格出力が 10 kW 未満のものを除く。

(8) 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、その電力により作動する原動機を有する自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が水素であることが記載されている自動車をいう。

(9) 「CNG自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車をいう。

(補助金の額等)

第3条 市長は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象事業の区分ごとの補助金の額等は、別表1によるものとする。

(交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を申請するときは、第1号様式による補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて1台ごとに作成し、当該年度の2月23日(土・日・祝は、その前の開序日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (2) 法人にあっては、登記簿謄本、現在事項全部証明書、又は履歴事項全部証明書の写し(取得後3ヶ月以内のもの)
- (3) 個人事業者にあっては、前年分の確定申告書Bの写し(新規開設で確定申告をしたことがない事業者は、税務署に届出した個人事業の開業・廃業等届出書(税務署の受付印のあるものの写し)
- (4) 国の協調補助を受けることを証する書類(確約書等)
- (5) 自動車リース事業にあっては、貸与料金の算定根拠明細書
- (6) 神戸市内に事務所又は事業所を有することを証する資料

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表1に定めるところにより交付決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行なうものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の計画変更、中止又は廃止の承認申請)

第6条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容について変更しようとするとき又は当該補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、第3号様式による補助対象事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を適當と認めたときは、その旨を第4号様式による補助対象事業計画変更等承認書により補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日から遅滞なく、また当該年度の3月24日（土・日・祝はその前の開序日）までに、第5号様式による補助対象事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書（自動車リース事業にあっては、自動車賃貸契約書）の写し
- (2) 経費の支払いを証する書類（領収書）
- (3) 自動車リース事業にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（第4条の交付申請の際に添付したものから変更がない場合は不要）
- (4) 補助対象事業が完了したことを確認できる書類（自動車検査証の写し）
- (5) 「神戸市次世代自動車普及促進事業補助対象車」の文字を表示したことを確認できる書類（写真）
- (6) 国土交通省の補助対象車両のうち、経年車の廃車を伴う新車導入については、廃車する登録事項等証明書の現在記録と保存記録の写し

2 前項の場合において、市長が別に補助対象事業実績報告書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

(補助金の額の確定通知)

第8条 市長は、前条に規定する補助対象事業実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表3に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、第6号様式による補助金の

額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知があつた日から遅滞なく、また当該年度の4月23日（土・日・祝はその前の開庁日）までに、第7号様式による補助金請求書を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、別表2に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得価額が50万円以上の取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第8号様式による財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の申請に対し、第9号様式による財産処分承認・不承認書により補助対象事業者に通知するものとする。

5 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させができるものとする。

(帳簿の保存義務)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第12条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、1部とする。

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、環境局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2. 神戸市低公害車購入資金等助成要綱（平成 6 年 7 月 1 日施行）及び神戸市低公害車購入資金等助成要綱施行規程は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

別表1 補助金の額等（第2条及び第3条関係）

補助対象事業	次世代自動車の購入	次世代自動車のリース導入※1
補助対象事業者※2	神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者	左記事業者に補助対象車両をリース契約により貸出しうるリース事業者
補助対象車両	・初度登録時から神戸市内に使用の本拠の位置を置き、当該年度内に新車新規登録し、補助対象事業が完了する予定の車両であること。 ・主として市内を走行する業務の用に供する車両であること。 ・国土交通大臣の定めた低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（ただし、地域交通グリーン化事業は除く。）又は経済産業大臣の定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受ける車両であること。	
補助金の額	当該年度における兵庫県農政環境部補助金交付要綱の補助対象車両については、次世代自動車の本体価格と通常車両の本体価格との差額の1／6相当額（それ以外の車両については1／12相当額）として、100万円を上限に別表3に定める額とする※3。	

※1 リース導入については、自動車の所有権者であるリース事業者が申請するものとする。

この場合、申請者は補助金を使用者に還元することを証する貸与料金の算定根拠明細書を提出するものとする。また、リース事業者から使用者への還元方法は、リース期間及びリース料金に均等按分して還元することとし、一括して還元してはならない。

※2 補助対象事業者には公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人及び次に掲げる事業者を含まない。

- ①天然ガス事業者（「日本標準産業分類（平成19年11月改定）」（以下「日本標準産業分類」という。）における中分類34に分類され、天然ガスを取り扱っている事業者であって、天然ガス自動車を購入する場合に限る。）
- ②電気事業者（「日本標準産業分類」における中分類33に分類される事業者であって、電気自動車を購入する場合に限る。）
- ③水素ガス事業者（「日本標準産業分類」における中分類34に分類され、水素ガスを取り扱っている事業者であって、燃料電池自動車を購入する場合に限る。）
- ④自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）
- ⑤自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）
- ⑥自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）
- ⑦総合リース業者（「日本標準産業分類」における細分類7011に分類される事業者であって、上記①～⑥に対してリースするために次世代自動車を購入する場合に限る。）
- ⑧自動車賃貸業者（「日本標準産業分類」における細分類7041に分類される事業者であって、上記①～⑥に対してリースするために次世代自動車を購入する場合に限る。）

※3 補助金の額については、国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」に定められた車両本体価格と通常車両価格との差額等を基に、環境局長が定める金額とする。

別表2 財産処分制限期間（第10条第2項関係）

用途	区分	期間
貨物・特種・その他	最大積載量が2t超	4年
	上記以外	3年
乗用		4年
乗合		5年

別表3

次世代自動車の種別	用途	車両の長さ	最大積載量	差額	補助金の額
					1／6 相当額
CNG自動車（注1）	貨物	4t未満	80.6万円	80.6万円	13.4万円
	特種等		302.9万円	302.9万円	50.4万円
	乗合	9m未満	476万円	476万円	79.3万円
		9m以上	661万円	661万円	100万円
ハイブリッド自動車（注1）	貨物	4t未満	78.0万円	78.0万円	13.0万円
	特種等		269.7万円	269.7万円	44.9万円
	乗合	9m未満	82万円	82万円	13.6万円
		9m以上	84万円	84万円	14.0万円
プラグインハイブリッド自動車	乗用・貨物・特種・乗合等		83.9万円	(注2:1/12 相当額)	6.9万円
電気自動車	乗用・貨物・特種・乗合等		121.1万円		20.1万円
燃料電池自動車			303万円		50.5万円

(注1) CNG自動車（貨物）及びハイブリッド自動車（貨物）については国土交通省の低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）交付要綱に基づき、補助金の交付を受ける車両であること。

(注2) プラグインハイブリッド自動車（乗用）は兵庫県の農政環境部補助金交付要綱の適用を受けない車両のため補助金額は1／6の半額の1／12になる。